

札幌市生成 AI 利活用方針

令和 7 年（2025 年）2 月 26 日
デジタル戦略推進局長決裁

1 目的

本方針は、札幌市が生成 AI を業務に活用する際の基本的な考え方を定めたものである。

2 札幌市生成 AI 利用ガイドライン群における本方針の位置づけ

本方針は、札幌市生成 AI 利用ガイドライン群（以下、「ガイドライン群」という。）の標準ルールに位置づけ、生成 AI 利用時の遵守事項など具体の事項については、実践ガイドブックとして別にまとめる。また、ガイドライン群における管理名は「AI-HR001_札幌市生成 AI 利活用方針」とする。

なお、本方針における用語は「AI-HR000_札幌市生成 AI 利用ガイドライン群管理規程」（令和 5 年 12 月 28 日デジタル戦略推進局長決裁）に従う。

3 生成 AI を業務に活用する際の基本的な考え方

本市において生成 AI を業務に活用する際は、次の①～③のとおり、トライアルを含めた生成 AI の利活用に積極的に取り組み、よりよい活用の在り方を目指す。

取組に当たっては、業務や部局横断的に活用に取り組むため、デジタル CoE の枠組みを有効に活用する。

また、本方針の内容は、生成 AI の技術動向や本市における取組結果などを踏まえて臨機応変に見直す。

- ① 内部事務を皮切りに共通的な業務領域・個別の業務分野の両面において生成 AI の活用に取り組む。
- ② 中長期的な視野で生成 AI のよりよい活用の在り方を検証していく。
- ③ 職員の生成 AI に関する知識・スキルの底上げを図る。

附則

（施行期日）

- 1 この方針は、令和 7 年（2025 年）3 月 1 日から施行する。